

ふくしま男女共同参画プランの推進状況に関する意見等  
(令和5年度事業実績に関するもの)

資料5

No.	該当箇所			提案委員	意見等内容	担当各課(室)	担当課室回答
	資料No.	ページ	指標No.又は表中番号等				
1	1-2			藤野委員	審議会等における女性の登用状況に関して、未達成の要因が記されていますが、県の条例や要綱を見直すことで、女性委員の割合を増加させることができる審議会等がありますか。	男女共生課	女性委員の割合が40%を下回っている審議会等を所管している担当部局に確認したところ、国の法律により委員が定められている、また、審議会等の趣旨・目的から委員構成等に関する要綱等の改正が困難であり、専門分野における女性人材が限られているといった回答があったところですが、引き続き委員の人選を柔軟に行うことができるよう各部局に働きかけてまいります。
2	2	1	7	藤野委員	市町村における男女共同参画計画の策定率は、今年度中に100%となる見込みでしょうか。	男女共生課	現在未策定の双葉町では、住民帰還の状況をみながら計画策定について検討する考えと伺っています。 市町村の状況等を踏まえながら、県として引き続き、計画策定の意義や必要性、策定の手続き等について県や男女共生センターの職員が訪問して説明するとともに、計画のひな形を示し助言を行うなど、計画策定に向けた支援を行ってまいります。
3	2	2	8	藤野委員	男女混合名簿の導入率に関して、中学校の達成率が低いのですが、未達成のところ(市町村)はどこでしょうか。ダイバーシティの観点からも、できるだけ早い時期に100%になるよう、県からも働きかけるべきでしょう。	義務教育課	県として調査をしているが、調査にあたっては、公表は「出席簿における男女混合名簿の導入率」のみとしているため、該当市町村名については非公表としております。 中学校における導入率87.6%の背景には、保健体育科授業や健康診断での利用を重視していることが影響していると推測されます。 出席簿の男女混合名簿の導入については、各学校において判断しておりますが、出席簿における男女混合名簿導入に関する調査実施に際して、市町村教育委員会を通して男女共同参画の推進及び出席簿における男女混合名簿の導入率がふくしま男女共同参画プランにおける指標となっていることについて、引き続き周知してまいります。

ふくしま男女共同参画プランの推進状況に関する意見等  
(令和5年度事業実績に関するもの)

資料5

No.	該当箇所			提案委員	意見等内容	担当各課(室)	担当課室回答																																																
	資料No.	ページ	指標No.又は表中番号等																																																				
4	2	7	40	藤野委員	知事部局の男性職員の育児休業取得率は上がっていますが、取得日数は長くなっているのでしょうか。平均の取得日数が分かるようであれば、R3年度、R4年度、R5年度の女性職員と男性職員の平均取得日数をお知らせいただければ幸いです。	人事課	<p>男性職員の平均取得期間は年々長くなっておりませんが、女性職員については、年度によりばらつきがある状況です。各年度の育休取得者の期間別分布は次のとおりです。(出典:女性の職業選択に資する情報)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>■男性職員</th> <th>R3</th> <th>R4</th> <th>R5</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5日未満</td> <td>1.2%</td> <td>1.3%</td> <td>5.4%(※)</td> </tr> <tr> <td>5日-14日未満</td> <td>21.0%</td> <td>16.7%</td> <td>13.4%(※)</td> </tr> <tr> <td>14日-1ヶ月未満</td> <td>45.7%</td> <td>30.8%</td> <td>33.0%</td> </tr> <tr> <td>1ヶ月-3ヶ月未満</td> <td>21.0%</td> <td>32.1%</td> <td>31.3%</td> </tr> <tr> <td>3ヶ月-6ヶ月未満</td> <td>3.7%</td> <td>11.5%</td> <td>8.9%</td> </tr> <tr> <td>6ヶ月以上</td> <td>7.4%</td> <td>7.7%</td> <td>8.0%</td> </tr> </tbody> </table> <p>※R5から集計区分を以下のとおり見直し                      ・5日未満 → 7日未満                      ・5日-14日未満 → 7日-14日未満</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>■女性職員</th> <th>R3</th> <th>R4</th> <th>R5</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3ヶ月未満</td> <td>0.0%</td> <td>0.0%</td> <td>0.0%</td> </tr> <tr> <td>3ヶ月-6ヶ月未満</td> <td>3.4%</td> <td>5.9%</td> <td>0.0%</td> </tr> <tr> <td>6ヶ月-1年未満</td> <td>33.9%</td> <td>33.3%</td> <td>54.5%</td> </tr> <tr> <td>1年以上</td> <td>62.7%</td> <td>60.8%</td> <td>45.5%</td> </tr> </tbody> </table>	■男性職員	R3	R4	R5	5日未満	1.2%	1.3%	5.4%(※)	5日-14日未満	21.0%	16.7%	13.4%(※)	14日-1ヶ月未満	45.7%	30.8%	33.0%	1ヶ月-3ヶ月未満	21.0%	32.1%	31.3%	3ヶ月-6ヶ月未満	3.7%	11.5%	8.9%	6ヶ月以上	7.4%	7.7%	8.0%	■女性職員	R3	R4	R5	3ヶ月未満	0.0%	0.0%	0.0%	3ヶ月-6ヶ月未満	3.4%	5.9%	0.0%	6ヶ月-1年未満	33.9%	33.3%	54.5%	1年以上	62.7%	60.8%	45.5%
■男性職員	R3	R4	R5																																																				
5日未満	1.2%	1.3%	5.4%(※)																																																				
5日-14日未満	21.0%	16.7%	13.4%(※)																																																				
14日-1ヶ月未満	45.7%	30.8%	33.0%																																																				
1ヶ月-3ヶ月未満	21.0%	32.1%	31.3%																																																				
3ヶ月-6ヶ月未満	3.7%	11.5%	8.9%																																																				
6ヶ月以上	7.4%	7.7%	8.0%																																																				
■女性職員	R3	R4	R5																																																				
3ヶ月未満	0.0%	0.0%	0.0%																																																				
3ヶ月-6ヶ月未満	3.4%	5.9%	0.0%																																																				
6ヶ月-1年未満	33.9%	33.3%	54.5%																																																				
1年以上	62.7%	60.8%	45.5%																																																				
5	3別紙3	3	63	藤野委員	男女共生センターの相談事業は、性的マイノリティの方々からの相談を受ける体制になっているのでしょうか。日常生活等で直面する問題について、相談する窓口が分からないというご意見を伺いました。県としては、どのような相談窓口を用意しているのでしょうか。	男女共生課	<p>男女共生センターの相談事業において、「男女共生センター相談室」の一般相談として性的マイノリティの方々からの相談を受ける体制になっております。</p> <p>相談窓口については、県のHPに「県の相談窓口一覧」として掲載しているほか、男女共生センターのHPにおいても掲載しておりますが、引き続き、相談窓口の周知・広報に努めてまいります。</p>																																																